

砂 川 市 訓 令 第 3 5 号

令和 7 年 4 月 1 日

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱（平成26年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会

委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	総務部長
	総務部審議監
	市民部長
	経済部長
	建設部長
	教育次長
	指導参事
	市立病院事務局長
	市立病院事務局次長
	市立病院事務局審議監
	消防長
	消防本部次長
	総務部総務課長
	総務部市長公室課長
	総務部政策調整課長
	市民部市民生活課長
	保健福祉部社会福祉課長
	保健福祉部子育て支援課長
	保健福祉部介護福祉課長
	保健福祉部子ども通園センター所長
	経済部商工労働観光課長
	経済部農政課長
	建設部都市計画課長
	教育委員会学務課長
	教育委員会社会教育課長
	教育委員会スポーツ振興課長
	教育委員会公民館長
	教育委員会図書館長
	市立病院医事課長
	市立病院地域医療連携センター副センター長

事務局長	保健福祉部長
事務局次長	ふれあいセンター所長
事務局員	ふれあいセンター主幹
	ふれあいセンター管理係長
	ふれあいセンター保健予防係長

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。